

ともに^{ささえ}支え、ともに^{くらす}暮らすやさしいまち^{ながはま}長浜^{めざして}を目指して

知っておきたい 障害者差別解消法

1 法律の目的

しょうがいのあるなしにかかわらず、すべての国民がお互いに人格と個性を尊重し合って
ともに暮らせる社会を実現することです。

2 主な内容

- ① 国・地方公共団体及び民間事業者は、不当な差別的取り扱い※1をしてはいけない
- ② 国・地方公共団体及び民間事業者は、合理的配慮※2をしなければならない
- ③ 国・地方公共団体は、相談・紛争防止・紛争解決のための体制を整備する

※1 不当な差別的取扱いとは・・・

しょうがいのある人に対して、正当な理由なくサービスの提供を拒否・制限することです。

たとえば
例えば

- しょうがいがあるという理由で、スポーツクラブやサークルへの入会、飲食店への入店を断られた
- アパートを借りる際にしょうがいがあることを伝えたら、貸すことができないと契約を断られた

※2 合理的配慮とは・・・

しょうがいのある人の、社会生活における行動を妨げる社会的障壁※3を取り除く配慮をすることです。しょうがいのある人から、何らかの配慮を求める意志の表明があったら、負担になりすぎない範囲で、個別の対応を行います。

※3 社会的障壁とは・・・

しょうがいのある人にとって、日常生活または社会生活において障壁となるような事物、制度、慣行、観念等のこと

たとえば
例えば

- 乗り物に乗る際に、手助けを頼んだのに、職員から必要な援助を受けられない。
- 講義や講演の際に、筆談・文章の読み上げ・ゆっくりと丁寧な説明を希望したのに配慮してもらえない。

この法律は、一般の人の行為や思想には適用されませんが、国や地方公共団体による啓発活動によって差別解消を推進するとしています。

3 雇用分野

雇用分野の差別禁止と合理的配慮義務は、改正障害者雇用促進法で定められています。この法律では、職場でしょうがい者が働くうえでの支障となっていることを、過重な負担を伴わない範囲で事業主が改善することとしています。